

# 笑顔でごはんフードパントリー事業 運用細則

社会福祉法人所沢市社会福祉協議会

## 1 実施内容について

ボランティア団体等こども支援に取り組む地域の活動団体を通じて食料品等を提供するものとします。

### (1) 食料品等

購入や企業・住民から寄付された、ごはんやカレー等のレトルト食品、お菓子、ジュース、日用品（以下、「食料品等」という。）

## 2 フードパントリー実施回数上限（1団体）について

フードパントリー実施団体に対して本会が食料品等を提供する回数及び提供数の上限は次のとおりです。

### (1) 食料品等 月2回迄 延べ60世帯

## 3 本会の費用負担について

予算範囲内の食料品等の代金

## 4 フードパントリー実施団体について

(1) 所沢市民を中心とした5名以上の会員で運営し、所沢市内において無償で活動をする宗教や政治を目的としない団体、反社会的勢力に関係していない団体とします。

(2) 年間を通して、持続的、自立的に活動ができる見込みがあるこども支援に取り組む団体とし、新規に立ち上げる団体も対象とします。

(3) 「ボランティアグループ・市民活動団体情報登録票」の登録を行うこととします。

(4) 本会以外の食料品等の確保に努めることとします。

(5) 本会が提供する食料品等を事務局まで受け取りに来ることを原則とします。

## 5 食料品等の取り扱い

### (1) 実施にあたっての注意事項

①実施団体は、フードパントリー実施にあたり安心して活動できるよう、食料品等の管理や対象世帯への配布の際、食中毒防止等に注意を払うものとします。

②実施団体は、行事用保険に加入する等、万が一の事故に備えることとします。

③実施団体は、提供された食料品等を転売及び譲渡をしないこととします。

④実施団体は、提供された食料品等が消費期限をこえた場合は責任をもって廃棄するものとします。

(2) 原則として笑顔でごはんフードパントリー利用の申請は1世帯につき1団体の受付とします。

(3) この事業で把握した個人情報は取り扱いに十分注意するとともに、本事業の他には利用しないこととします。また、承諾なく第三者に提供することはないものとします。

令和6年4月